

令和4年度
医療機関原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金
申請要領

令和5年2月17日
Ver.2

【目次】

「重要事項」についてのご説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

I 本事業について

1 事業の目的	4
2 補助対象者	4
3 補助対象設備	5
4 補助対象経費	5
5 補助率等	8

II 事務手続きの流れ

1 補助金の交付申請	9
2 県による補助金の審査	11
3 補助事業の実施	11
4 その他	13

■申請書類一式及びQA等は、県ホームページからダウンロードしてください。

新潟県 医療機関 省エネ補助金

検索 🔍



■受付期間

令和5年1月19日(木)～令和5年3月31日(金)必着

- 受付期限前であっても、申請金額が予算の範囲を超えた日をもって、受付を終了します。予算の空き状況については、事務局あてにご確認ください。
- 申請書類一式が補助金事務局に到着した日をもって受付日となります。郵送で提出される場合は、締切までに事務局に申請書類が到着するよう、発送日にご注意ください。
- 申請は法人単位で行うものとし、1法人からの申請は1事業所分に限ります（複数の医療施設を運営する法人は、対象設備を導入する施設をいずれか1事業所のみとしてください。）。
- 複数応募が判明した場合には、すべて不採択となります(採択後に複数応募が判明した場合も、遡って採択を取り消します)。

■提出方法及び提出先(事務局)

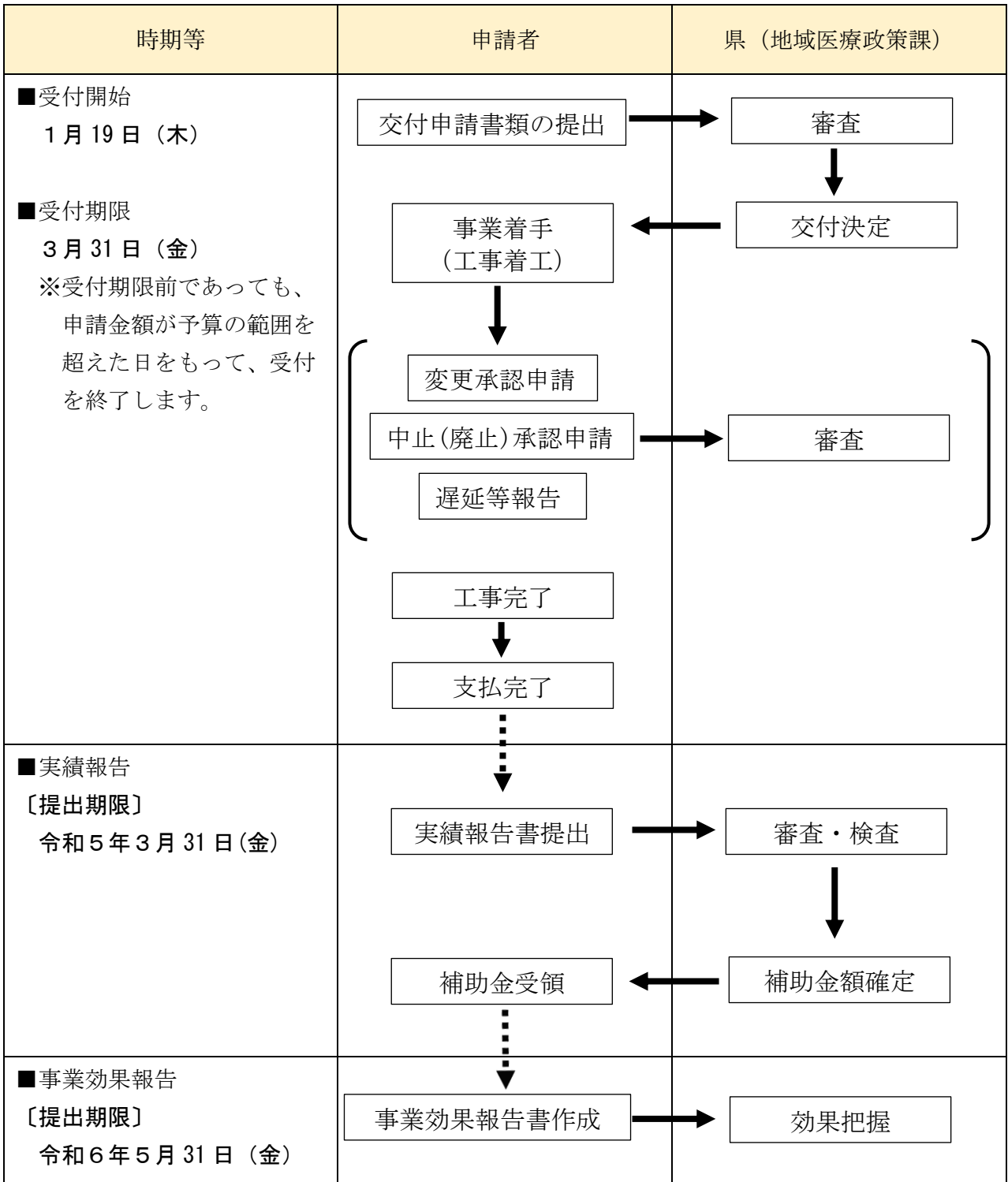
設備の導入を申請する場合は、以下の宛先まで、原則として電子メールで提出してください。

担当課（電話）	メールアドレス	所在地
地域医療政策課 (025-280-5632)	ngt040320@pref.niigata.lg.jp	※郵送する場合 〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 地域医療政策課と記載し提出してください。

■ご注意・ご連絡事項

- ・国及び県が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません。
- ・随時、補足事項やQ&A等の情報を更新・追加する場合がありますので、申請時には県ホームページに掲載される最新情報をご確認ください。

■事業スキーム



「重要事項」についてのご説明

本補助金に係る重要事項を以下のとおりご案内いたしますので、必ずご確認のうえ、ご理解いただいたうえでの申請をお願いいたします。

1 本補助金事業は「新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年 2 月 12 日新潟県規則第 7 号）」に基づき実施されます。

- ・ 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合には、補助金交付決定の取消・返還命令等を行うことがあります。

2 国及び県が助成する他の制度との併用はできません。

3 原則として、「補助金交付決定通知書」が交付されるまでの間は、補助事業に着手することはできません。

- ・ やむを得ない事情により、交付決定前に補助事業の着手（設備の発注・契約・支出行為等）を実施しようとする場合は、事前に所定の「事前着手届」を提出しなければなりません。
- ・ 「事前着手届」を提出することなく、「補助金交付決定通知書」が交付される前に発注・契約・支出行為を行った場合は、補助金をお支払いすることができません。
なお、「事前着手届」を提出した場合であっても、補助金の採択が約束されるものではありませんので御留意願います。
- ・ 支出行為は、原則として銀行振込とするようお願いいたします。

4 交付申請時に提出した計画等を変更する際には事前の承認が必要です。

- ・ 交付決定を受けた後に、補助事業の内容（軽微な変更を除く）又は経費の配分の変更（各経費相互間のいずれか低い額の 20 パーセントを超える経費の配分変更）を希望する場合には、補助事業の交付の目的に沿った範囲内で、あらかじめ（発注・契約前に）、所定の「変更承認申請書」を提出し、その承認を受けなければなりません。
なお、予算に限りがあるため、交付決定額の増額はできません。

5 補助金交付決定を受けても、遅くとも令和5年3月31日(金)までに「実績報告書」等を提出しない場合は、補助金をお支払いすることができません。

- ・ 補助事業完了の日（設備が納品され、経費全額の支払が完了した日）から令和5年3月31日(金)までに、「実績報告書」を提出しなければなりません。実績報告書等の提出が確認できなかった場合には、補助金交付決定を受けていても、補助金をお支払いすることができません。については、必ず定められた期日までに実績報告書等を提出してください。
- ・ 半導体不足などの影響により納品が遅延し、補助事業が「事業計画書」に記載の期日までに完了せず、令和5年3月31日(金)までに実績報告書等を提出できないことが明らかになった場合は、速やかに「完了延期報告書」を提出してください。

6 以下の場合などのように、実際に受け取る補助金額が「補助金交付決定通知書」に記載した交付決定金額より少なくなることがあります。

- ・ 補助金交付決定を受けても、実績報告書等の内容を確認した結果、支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出します。

7 所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります。

- ・ 単価 50 万円（税抜）以上の機械装置等の購入は「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払いを受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。
- ・ 処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず県に対して承認を申請し、承認を受けた後に処分を行ってください。なお、県は、財産処分を承認した補助事業者に対して、当該承認について、残存簿価等から算出される金額（交付した補助金の全部または一部に相当する金額）の返還をお願いすることがあります。
- ・ 承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命令の対象となります。

8 補助事業に関係する帳簿および証拠書類を、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、保存しなければなりません。

- ・ 保存義務期間内に、会計検査院による実地検査等が実施された場合、補助金を受けた者の義務としてこの検査に応じなければなりません。また、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

9 その他

- ・ 申請者は、本申請要領及び補助金交付要綱等に記載のない細部については、県からの指示に従うものとします。

I 本事業について

1 事業の目的

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油・原材料価格高騰等の影響を受けている県内の医療機関が行う省エネルギー設備の導入を支援するものです。

2 補助対象者

本補助の対象者は、次の(1)から(4)に掲げる要件をいずれも満たす者です。

(1) 新潟県内の公立を除く病院又は有床診療所を運営する法人であること。

※ ただし、実際に省エネ設備を設置する施設が同系列の介護事業所などの場合は、介護事業所等の省エネ設備補助制度の対象となります。

(2) 令和4年1月以降、任意の1か月の収支(本業の収入－支出)が、令和元年から令和3年までのいずれかの年の同月と比較して5%以上減少していること。

※ 事業所等のサービス単位ではなく、法人全体で満たしている必要があります。

(3) 直近の会計年度決算もしくは令和4年決算(見込)と令和元年度決算を比較し利益剰余金が減少していること。

- ・ 「令和4年度決算(見込)」は令和4年度決算書(損益計算書・貸借対照表)を現状の見込みで作成し提出してください。
- ・ 直近の会計年度決算か、令和4年度決算見込みのどちらを提出するかは任意です。

(4) 新潟県エコ事業所表彰制度に参加していること、又は参加申込を行っていること。

[新潟県エコ事業所制度について]

- ・ 県では、地球温暖化対策に取り組む事業所を「エコ事業所」として登録し、取組内容を情報発信<エコ事業所とは>

下記のいずれかに該当する事業所

①ISO14001 又はエコアクション 21 の認証を受けた事業所

②省エネ効率の高い機器や再生可能エネルギーの導入、設備の運用管理等による効果的な二酸化炭素排出削減対策に取り組む(又は取り組む予定の)事業所であって、当該取組の管理体制(PDCA サイクル)を構築している(又は構築予定の)事業所

- ・ エコ事業所は、CO2削減計画を策定し、取組結果を年1回、県に報告(前年比1%削減が目安)
- ・ 県では、特に優れた取組を実施した事業所を表彰

【制度の内容や登録方法については、以下のサイトをご確認ください。】

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyoseisaku/1356763348335.html>

3 補助対象設備

補助対象となる設備は、以下の全ての要件を満たす設備であることとします。

- (1) 更新によりエネルギー消費量の削減が見込まれる設備（但し外部から電気、燃料等の供給を受けて稼働するものであって、現在使用している設備と同等の出力・能力を有するものへの更新に限る）又は新設により電力料金等の削減が見込まれる発電設備※
- (2) 医療機関の事業所の施設内に設置、又は使用する設備
- (3) 償却資産登録される設備
- (4) 事業所のエネルギー消費量又は消費金額に直接影響する設備

※ 対象となる設備の種類は、「空調」「業務用給湯器」「ボイラ」「変圧器」「冷凍冷蔵設備」「産業用モータ」「太陽光発電」などを想定しています。

補助対象となる具体的な機種については、『資源エネルギー庁「令和4年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」に係る「指定設備導入事業」での補助対象設備(高効率コージェネレーション、調光制御装置及び生産設備を除く。)]を参考にしてください。

(一社)環境共創イニシアチブホームページ

令和4年度先進的省エネルギー投資促進支援事業『(C)指定設備導入事業』補助対象設備一覧
<https://sii.or.jp/cutback04/search/>

[補助対象とならない設備の例]

- ・省エネルギー型自動販売機、照明器具、断熱フィルム、断熱塗装、コージェネレーション設備、燃料改質器具、インバータ、車両、非常用自家発電設備 など

4 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費は、次の①～③の条件をいずれも満たすものです。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付申請時に提出した「事業計画書」における「実施スケジュール」の「支払完了日」までに支払いが完了した経費
- ③ 根拠資料（見積書、納品書、請求書、領収書、成果物）等により支払金額が確認できる経費

(2) 経費の支払方法について

- ・ 補助対象経費の支払方法は銀行振込が原則です。現金支払いは認められません。
- ・ 自社振出・他社振出にかかわらず、小切手・手形による支払いは不可です。また、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済も認められません。

(3) 電子商取引等について

- ・ 取引相手先によく確認し、仕様提示、見積、発注、納品、検収、請求、支払といった流れで調達を行い、適切な経理処理の証拠となる書類（取引画面を印刷したもの等）を整理・保存・提出ができることを把握してから取引をしてください。
- ・ 実際に経費の支出を行っていたとしても、取引相手先の都合等により、発注した日が確認で

きる取引画面を提出できない、補助対象経費として計上する取引分の請求額が分かる書類が提出できない等の場合には、補助金をお支払いすることができません。

- ・ 電子マネーでの支払いをしようとする場合でも、補助事業者からの支出であることに加え、上記と同様、一連の経理処理の証拠となる書類を整理・保存・提出ができるものであることが必要です。

(4) 経理処理上の留意事項

- ・ 補助事業における発注先の選定にあたっては、1件あたり100万円（税込）を超える取引については、2社以上から見積をとり、より安価な発注先を選んでください。ただし、発注する事業内容の性質上、見積をとることが困難な場合は、該当企業等を随意契約の対象とする理由書を実績報告時にご提出ください。
- ・ 補助事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行ってください。補助対象経費は当該事業に使用したのものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。

(5) 補助対象となる経費は次の①～③に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外となります。

経費区分	左記の内訳
①設計費	事業遂行に直接必要な機械装置・建築材料等の設計費
②設備費	事業遂行に直接必要な機械装置・建築材料等の購入（運搬に係る経費を含む）、製造（改修を含む）又は据付、既存設備の撤去（廃棄処分に係る費用は除く）等に必要な経費 <留意事項> 50万円以上（税抜）の機械装置等の購入は、処分制限財産に該当し、補助事業期間終了後も一定期間は承認なしに処分（補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供すること）ができません。
③工事費	事業遂行に直接必要な配管、配電等の工事に必要な経費

(6) 上記(5)①～③に掲げる経費であっても、下記に該当する経費は対象となりません。

- 1) 補助事業の目的に合致しないもの
- 2) 必要な経理書類を用意できないもの
- 3) 自社内部の取引によるもの
- 4) 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
- 5) オークションによる購入（インターネットオークションを含みます）
- 6) 中古品、レンタル、リースによる設備の導入費用
- 7) 建物の新築、増改築等に係る費用
- 8) 既存設備と使用用途が異なる設備の導入に係る費用
- 9) 電力工事負担金
- 10) 不動産の購入・取得費、賃借料、登記費用、修理費、車検費用
- 11) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等
のための弁護士費用
- 12) 金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、
インターネットショッピング決算手数料等
- 13) 公租公課（消費税・地方消費税は、補助対象外とします。）
- 14) 各種保証・保険料
- 15) 免許・特許等の取得・登録費
- 16) 役員報酬、直接人件費
- 17) 各種キャンセルに係る取引手数料等
- 18) 補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- 19) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

5 補助率等

本補助金に係る補助率等は以下のとおりです。

補助率	補助対象経費の2分の1以内
補助上限額	5,000千円(10,000千円)
	<p>[留意事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費合計が10,000千円以上の事業に対して、上記補助上限額を補助します。 補助対象経費合計が10,000千円未満の場合は、その補助対象経費合計額に補助率を乗じた金額を補助します。
補助下限額	500千円(1,000千円)
	<p>[留意事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費合計が1,000千円以上の事業が補助対象です。 補助対象経費合計が1,000千円未満の事業は、補助対象となりません。

[留意事項]

- 補助対象経費(注1)の合計に補助率を乗じて得た額が、補助金額(注2)となります。

(注1) 消費税を除いた額としてください。(見積額等が内税の場合は、下記のように税抜価格に割り戻してください。割り戻しに当たって小数点以下は切り捨てます)

【例えば…税込価格49,677円の場合】

$$\bullet 49,677(\text{税込価格}) \div 1.1 = 45,160.90909\dots$$

→ 小数点以下は切り捨てるので、本体価格は45,160円となります。

本体価格(補助対象経費) : 45,160円

消費税(補助対象外経費) : 4,517円

(注2) 千円未満の端数が生じた場合は切り捨て

II 事務手続きの流れ

1 補助金の交付申請

(1) 受付期間・申請書類の入手方法

受付期間	令和5年1月19日(木)～令和5年3月31日(金)必着
申請書類	申請書類は県ホームページからダウンロード願います。

- 受付期限前であっても、申請金額が予算の範囲を超えた日をもって、受付を終了します。予算の空き状況については、事務局あてにご確認くださいようお願いいたします。
- 申請書類一式が補助金事務局に到着した日をもって受付日となります。郵送で提出される場合は、締切までに事務局に申請書類が到着するよう、発送日にご注意ください。
- 申請は法人単位で行うものとし、1法人からの申請は1事業所分に限ります。(複数の医療施設を運営する法人は、対象設備を導入する施設をいずれか1事業所のみとしてください。)
- 複数応募が判明した場合には、すべて不採択となります(採択後に複数応募が判明した場合も、遡って採択を取り消します)。

(2) 提出先・問い合わせ先(事務局)

設備の導入を申請する施設別に、以下の宛先まで、原則として電子メールで提出してください。

担当課(電話)	メールアドレス	所在地
地域医療政策課 (025-280-5632)	ngt040320@pref.niigata.lg.jp	※郵送する場合 〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 地域医療政策課と記載し提出してください。

- ※ 必要に応じて、書類の差し替え、追加資料の提出および説明を求めることがあります。
- ※ 申請書類等の用紙サイズはA4判(A4判より小さい書類はA4判用紙に貼付)で、申請書類等は全て片面印刷でお願いします。
- ※ 申請書類等の返却はいたしません。

【提出資料一覧】 ※郵送の場合は、各資料を1部ずつ提出すること。

No.	申請書類の区分
1	補助対象要件及び申請書類チェック表
2	補助金交付申請書（別記第1号様式）
3	事業計画書（別記第2号様式）
4	収支予算書（別記第3号様式）
5	暴力団等の排除に関する誓約書（別記第4号様式）
6	事前着手届（別記第5号様式） ※補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合のみ提出
7	「別紙1 C02 排出量算出シート 交付申請用」
8	「別紙2 既存設備と導入予定設備の比較表 交付申請用」 ※設備を更新する場合のみ必須提出
9	新潟県エコ事業所表彰制度参加登録通知書の写し、参加証の写し又は参加申込書の写し
10	見積書等 ※ 交付申請時に添付する見積書は1社分でかまいません。 ただし、事業実施にあたっては、1件あたり税込100万円を超える取引については2社以上から見積をとり、より安価な発注先を選ぶとともに、これらの複数の見積書を実績報告時にご提出ください。 ※ 宛名、発行元、発行日、見積金額、商品・契約等の内容がはっきり明示してあるものを用意してください。
11	直近の会計年度決算書もしくは令和4年決算書（見込） ※貸借対照表及び損益計算書
12	令和元年度決算書 ※貸借対照表及び損益計算書
13	収支が減少していることの根拠資料 ※対象月の月間収入・支出額がわかり、〇年〇月と明確な記載があるもの。 ※判断に迷う場合は事務局宛てに御相談願います。
14	「既存設備」と「導入予定設備」の配置図 ※発電設備を新規導入する場合「導入予定設備」の配置図のみ提出
15	「既存設備」と「導入予定設備」の仕様・性能が分かるもの（カタログ等の写し） ※発電設備を新規導入する場合は「導入予定設備」の資料のみ提出。
16	「既存設備」①設置場所の全景、②設備ごとの写真、③銘板 の写真 ※設備写真台帳を任意様式で作成し添付すること ※発電設備を新規導入する場合は不要

〈No. 6 事前着手届（別記第5号様式）について〉

- ・ 補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合は、着手前に「事前着手届（別記第5号様式）」を提出してください。
- ・ 事前着手届を提出した場合でも、補助金の採択を約束するものではありません。
- ・ 事前着手届出後に発注等をした経費であっても、交付申請の内容を審査した結果、補助対象とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 交付申請書類の提出後から交付決定前までの間は、随時提出を受け付けます。

2 県による補助金の審査

(1) 採択審査

- ・ 補助金の採択審査は、提出を受けた交付申請書等をもとに、医療機関原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金交付要綱第3条に規定する交付基準に基づき書面で行います。
- ・ 必要に応じて、書類の差し替え、追加資料の提出および説明を求めることがあります。

(2) 結果の通知

申請者全員に対して、採択（交付決定）または不採択の結果を書面で通知します。

- ※ 採択審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。
- ※ 申請時期や内容によっては結果の通知に時間を要する場合があります。予めご了承のうえ、事業計画を作成願います。

3 補助事業の実施

(1) 補助事業実施期間

交付決定日^{※1}から実績報告書の提出期限（令和5年3月31日(金)）^{※2}まで

※1 「事前着手届」を提出した場合は、届出の日

※2 遅くとも令和5年3月31日(金)までに実績報告書を提出していただく必要があります。
実績報告書の提出が間に合うように支払いを完了させてください。

(2) 補助事業の変更を申請する場合

- ・ 交付決定後、補助事業の交付の目的に沿った範囲内で、補助事業の内容変更（軽微な変更を除く）、または経費の配分変更（各経費相互間のいずれか低い額の20パーセントを超える経費の配分変更）をしようとする場合は、あらかじめ（発注・契約前に）、「変更承認申請書（別記第6号様式）」を提出し、承認を受けてください。
- ・ なお、予算に限りがあるため、交付決定額の増額はできません。

(3) 補助事業の中止又は廃止を申請する場合

- ・ 交付決定後、補助事業を中止（一時中断）、または廃止（実施取りやめ）をしようとする場合は、あらかじめ「中止（廃止）承認申請書（別記第7号様式）」を提出し、承認を受けてください。

(4) 実績報告書の提出【必須提出】

- ・ 補助事業を完了（設備が納品され補助対象経費の支払が完了すること）したときは、完了の日から令和5年3月31日(金)までに、「実績報告書（別記第9号様式）」を提出してください。
- ・ 補助金交付決定を受けていても、定められた期日までに実績報告書等の提出が確認できなかった場合には、補助金をお支払いすることができませんので、必ず期日を守ってください。

(5) 補助事業が事業計画書に記載の期限までに完了しない場合の報告

- ・ 半導体不足などの影響により納品が遅延し、補助事業が「事業計画書」に記載の期日までに完了せず、令和5年3月31日(金)までに実績報告書等を提出できないことが明らかになった場合は、速やかに「完了延期 報告書（別記第8号様式）」を提出してください。

(6) 補助金の交付

- ・ 事務局において、実績報告書の審査、必要に応じた現地調査等を実施し、交付すべき補助金の額を確定した後に補助金をお支払いします(本事業では、発注前の補助金の支払い（概算払い）は行いません)。
- ・ 実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出します。この場合、実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なる場合があります。
- ・ なお、補助金は経理上、支払い額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

(7) 事業効果の報告【必須提出】

- ・ 令和6年(2024年)5月31日(金)までに、補助対象事業の実施によるエネルギー使用量の削減効果について記載した「事業効果報告書（別記第13号様式）」を提出してください。

(8) 取得財産の管理・処分

- ・ 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
- ・ 単価50万円（税抜）以上の機械装置等の購入は、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。
- ・ 処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず県に対して承認を申請し、承認を受け

た後に処分を行ってください。なお、県は、財産処分を承認した補助事業者に対して、当該承認について、残存簿価等から算出される金額（交付した補助金の全部または一部に相当する金額）の返還をお願いすることがあります。

- ・ 承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命令の対象となります。

(9) 補助対象事業の経理

- ・ 補助事業に関係する帳簿および証拠書類を、補助事業完了後、当該年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- ・ 保管義務期間内に、会計検査院による実地検査等が実施された場合、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。

4 その他

- (1) 実績報告書の提出後に、補助金額を確定するため、補助金使用経費に係る立ち入り検査を実施することがあります。
- (2) 上記の立ち入り検査の際に、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合は、補助金をお支払いすることができません。
- (3) 補助金の支払後に、会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。
- (4) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令（加算金の徴収を含む）、不正の内容の公表等を行うことがあります。

また、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還等の処分を受ける可能性があります。